介護職員等が喀痰吸引等業務を実施するための手続きの流れ

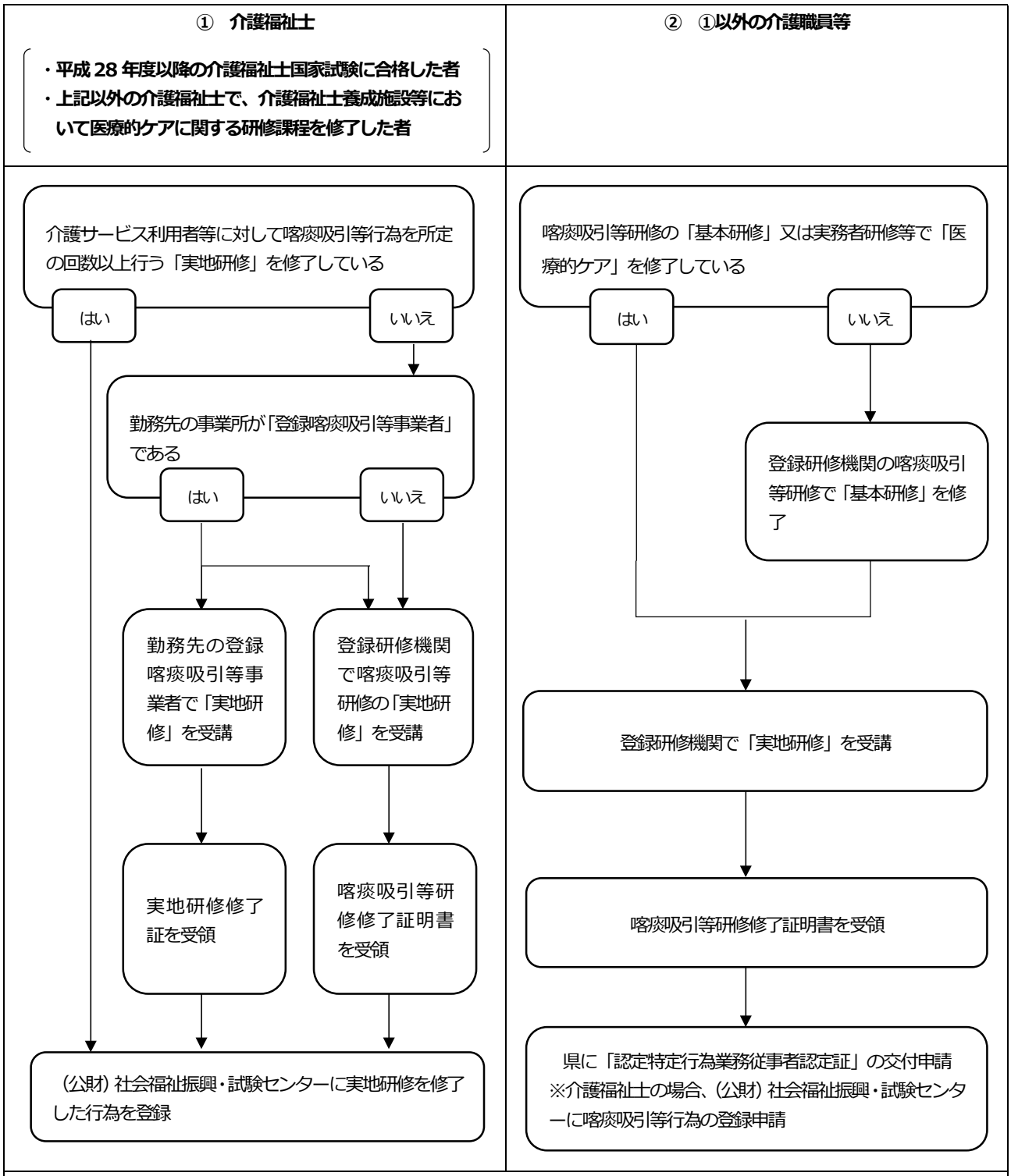

（注意）

※登録事業者は、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書」により、喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿の変更を行う必要があります。

※喀痰吸引等研修を修了し認定特定行為業務従事者として就労している方が、介護福祉士の資格登録をお済みの場合、（公財）社会福祉振興・試験センターに申請することで介護福祉士として喀痰吸引等業務を実施することができます。